
◆岸和田市企業支援メールマガジン◆

《第65号》 2022年1月4日 配信

各支援機関の施策情報やセミナー情報など、企業の皆様や創業者のお役に立つ情報を配信します。

※各ホームページのURLについては、日々情報が更新されておりますので、こまめにご確認いただくことをおすすめします。

■ -- 目 次 -- ■ -----

- 【1】 <締切迫る> 岸和田市中小企業等月次支援応援金を支給します（市）
- 【2】 事業者向け新型コロナウイルス関連制度の紹介（府）
- 【3】 新型コロナウイルス関連融資について（府・市）
- 【4】 広告掲載募集中！岸和田市の市有資産を貴社の広告塔としてお使いください！（市）
- 【5】 企業向け人権問題研修会（岸和田市人権啓発企業連絡会・市）
- 【6】 「中小事業者のための省エネ・省CO2セミナー」を開催します！
脱炭素経営へのスタートアップ（府・大阪市）
～取引先から脱炭素要請 今こそ発展のチャンス～
- 【7】 働き方改革対策講習会&個別相談会（岸和田商工会議所）
～育児・介護休業法改正のポイントを解説～
- 【8】 インボイス対策講習会&個別相談会（岸和田商工会議所）
～迫るインボイス対応！会計・請求業務で準備すべきはこれだ！～
- 【9】 事業承継対策セミナー（岸和田商工会議所）
～備えていますか？事業承継と税金 特例措置の最終確認～
- 【10】 働き方改革セミナー（岸和田商工会議所）
～同一労働同一賃金 もうお済みですか？～

■ -- 各 情 報 -- ■ -----

- 【1】 -----

<締切迫る>岸和田市中小企業等月次支援応援金を支給します（市）

◆岸和田市中小企業等月次支援応援金

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少し、特に深刻な影響を受けながらも、国の給付する月次支援金を活用して事業継続に取り組む市内の中小企業者等に幅広く活用いただくため、岸和田市中小企業等月次支援応援金を支給します。

【支給要件（下記4点全てを満たす必要があります）】

- ・岸和田市月次支援応援金の申請日において、岸和田市内に本店をもつ中小法人又は岸和田市内に主たる事業所等をもつ個人事業者等で、今後も岸和田市内で事業を継続する意思があること。
- ・2021年4月分から8月分の国の月次支援金をいずれか受給していること
- ・市税を滞納していないこと（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により徴収猶予の許可を受けている場合を除く。）
- ・岸和田市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと

【給付額】

月額最大4万円×最大5ヵ月（2021年4月分～2021年8月分）＝最大20万円

月額の計算方法：4万円×月次支援金給付割合

※月次支援金給付割合（法人の場合）・・・実際に該当月分として支給された国の月次支援金の金額÷20万円

※月次支援金給付割合（個人事業者等の場合）・・・実際に該当月分として支給された国の月次支援金の金額÷10万円

※2021年4月分から8月分まで各月ごとに1,000円未満を切り捨てして金額計算を行い、各月の月額を合計した金額が支給額となります。

【申請受付期間】

令和3年10月5日から令和4年1月31日まで（当日消印有効）

【詳細】以下のホームページをご確認ください。（変更される場合があります）

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/getsuzishien-ouenkin.html>

【問い合わせ先】

岸和田市役所産業政策課 岸和田市月次支援応援金担当（9時00分～17時30分）

(土、日、祝等閉庁日を除く)

Tel : 072-423-9586 Fax : 072-423-6925

【2】 -----

事業者向け新型コロナウイルス関連制度の紹介 (府)

◆大阪府酒類販売事業者支援金 (大阪府)

大阪府では、緊急事態措置による飲食店の休業又は酒類の提供停止を伴う時短営業の影響を受けている府内の酒類販売事業者の方に、国の月次支援金に上乗せして支援金を支給します。

【申請受付期間】

令和3年9月分：令和4年1月31日 (月曜日) まで

令和3年10月分：令和4年2月28日 (月曜日) まで

【対象事業者】

大阪府内に本店又は住所のある酒類販売事業者で、国の月次支援金を受給している者 ※中小法人等及び個人事業者等に限りません。

【支給額】

《売上減少率 90%以上》

中小法人等：上限 60 万円/月

個人事業者等：上限 30 万円/月

《売上減少率 70%以上 90%未満》

中小法人等：上限 40 万円/月

個人事業者等：上限 20 万円/月

《売上減少率 50%以上 70%未満》

中小法人等：上限 20 万円/月

個人事業者等：上限 10 万円/月

各月において、事業者の売上減少額のうち、国の月次支援金の給付を受けてなお生じる不足分について支給します。

【主な支給要件】

- (1) 国の月次支援金の給付を受けていること
- (2) 酒類製造又は酒類販売業の免許を有していること
- (3) 酒類の提供を停止している飲食店と直接又は間接の取引を反復継続して行っていること

【詳細】以下のホームページをご確認ください。(変更される場合があります)
https://www.pref.osaka.lg.jp/ryutai/shuruihanbai_shien/index.html

【問い合わせ先】

大阪府酒類販売事業者支援金コールセンター

[電話番号] 06-6654-3346

[開設時間] 午前9時30分から午後5時30分まで(平日のみ)

【3】 -----

新型コロナウイルス関連融資について(府・市)

新型コロナウイルス関連融資をご希望の場合、まずは大阪府の指定する取扱金融機関にご相談頂き、必要書類として、市・認定書(セーフティネット保証4号・セーフティネット保証5号)を取得のうえ、取扱金融機関にて融資を申し込んでください。なお、利用については金融機関及び信用保証協会の審査があり、ご希望に沿えないことがあります。

【新型コロナウイルス感染症への対応のための融資メニュー】

- ・新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金
- ・新型コロナウイルス感染症対応緊急資金

【詳細(融資メニューについて)】以下のホームページをご確認ください。
<https://www.pref.osaka.lg.jp/kinyushien/korona/index.html>

【詳細(認定書の取得について)】以下のホームページをご確認ください。
・セーフティネット保証4号(指定期間:令和4年3月1日まで)
<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/site/coronavirus/seihutelinetto4goukorona.html>

・セーフティネット保証5号

指定業種（指定期間：令和4年1月1日～令和4年3月31日まで）

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/gogou-nintei20200501.html>

【問合せ先】

・融資に関することは取扱金融機関（下記ホームページ最下部参照）へ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kinyushien/korona/index.html>

・認定書の取得に関することは岸和田市産業政策課（072-423-9485）へ

【4】-----

広告掲載募集中！

岸和田市の市有資産を貴社の広告塔としてお使いください！（市）

岸和田市では、民間事業者様への幅広い広告掲載の場の提供と、本市における財源確保の取組の一環として、様々な広告媒体への広告掲載を募集しています。得られた財源は公共施設の維持管理等に使われ、貴社の社会貢献活動にもつながります。今回は本市で募集中の広告媒体の中から注目度の高いものをご紹介します。ぜひ岸和田市の市有資産を貴社の広告塔としてお使いください！

<1> ネーミングライツ（市公共施設への愛称命名権）

市公共施設の愛称命名権を購入する法人を随時募集しています。施設の「愛称」として法人名、商品名、ブランド名等を冠することができ、市公式ウェブサイト、広報紙や愛称看板の設置等により幅広くPRできます。現在、総合体育館、文化会館（マドカホール）、福祉総合センター、自然資料館を重点的に募集中！詳しくは下記URLへアクセス、又は「岸和田市 ネーミングライツ」で今すぐ検索！

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/123/namingrights.html>

★本市ネーミングライツ導入施設実績★

正式名称：岸和田競輪場 ⇔ 愛称：ブッキースタジアム岸和田（H31.4.1～）

正式名称：岸和田市立浪切ホール ⇔ 愛称：南海浪切ホール（R1.10.1～）

正式名称：中央公園 ⇔ 愛称：まなび中央公園（R2.4.1～）

<2> 市公式ウェブサイトへのバナー広告

市公式ウェブサイト上に掲載するバナー広告を随時募集しています。募集しているページは「行政の窓口」のトップページ（2019年度約80万アクセス）、「だんじり」特設サイトのトップページ（2019年度約50万アクセス）となっており、1ヶ月の掲載からお申込み頂けます。詳しくは下記URLへアクセス、又は「岸和田市 バナー広告」で今すぐ検索！

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/3/banner-ad.html>

<3> 広告パートナーを募集中

市が保有する広告媒体に広告を掲載することに興味をお持ちの事業者様等をあらかじめ登録する制度です。登録頂くと、市が広告主を一般公募で募集する際にお知らせが受け取れたり、一部の広告媒体では先行募集をさせて頂く等、有利な条件で市の広告媒体をご活用頂けます。また、登録されている事業者様は、市公式ウェブサイトにも名称や所在地等も掲載されます！もちろん登録は無料！詳しくは下記URLへアクセス、又は「岸和田市 広告パートナー」で今すぐ検索！

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/123/pa-tona-bosyu.html>

その他にも岸和田市では様々な広告媒体への広告主を募集中！本市の公共施設や公式ウェブサイトへ広告掲載してみませんか？

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/123/koukou-annai.html>

<お問い合わせ先>

岸和田市 財務部 行財政改革課

TEL : 072-423-9405 (直通)

E-mail : gyoukaku@city.kishiwada.osaka.jp

【5】-----

企業向け人権問題研修会（岸和田市人権啓発企業連絡会・市）

この研修会は、例年、岸和田市人権啓発企業連絡会が主催し、会員事業所を対象に行われています。今回は市と共催という形をとり、市内事業所の皆さまにもご案内しています。

テーマは「より良い職場環境づくり」です。主に女性活躍、男性の育児休業取得促進の視点から、多様な価値観や職業意識に応じた働き方が選択できる職場づくりをめざすことの大切さについてお伝えします。

【開催日時】

令和4年1月14日（金）15:00～16:30

【開催会場】

岸和田市役所 新館4階第一委員会室（大阪府岸和田市岸城町7-1）

【参加費用】

無料

【講師】

大阪企業人権協議会 サポートセンター専任講師

【申込方法】

1月13日（木）までに電話、またはファクス、電子メールで人権・男女共同参画課まで

※企業名、氏名、参加人数、電話番号をご記入ください

【申込・問合せ先】

市民環境部人権・男女共同参画課（担当：古森）

TEL：072-423-9562 FAX：072-423-0108

e-mail：jinkens@city.kishiwada.osaka.jp

【6】-----

「中小事業者のための省エネ・省CO2セミナー」を開催します！
脱炭素経営へのスタートアップ（府・大阪市）
～取引先から脱炭素要請 今こそ発展のチャンス～

今回のセミナーでは、中小事業者において脱炭素経営を進めるうえでベースとなるCO2排出量の算定方法や、中小事業者において関心の高い自家消費型の太陽光発電設備の導入方法やその進め方についてご紹介します。

役立つ情報が満載ですので、ぜひご参加ください。

- 日時 令和4年1月28日（金） 14：00～16：30（13：30開場）
- 場所 会場とオンラインの同時開催
会場は大阪商工会議所6階「白鳳の間」
オンラインによる閲覧はYouTubeを使用
- 定員 会場参加：50名、オンライン参加：200名（先着順）
※会場参加申し込みが定員50名を超えましたら、それ以降の申し込みは
オンライン参加となります。また、会場参加は1社・1団体につき2
名までといたします。
- 費用 無料
- 申込み 下記URLからお申し込みください。
（参加申込締切日時：令和4年1月25日（火）17時）
<https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/ers/input?tetudukiId=2021110076>
- 詳しくはこちら：<https://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/sec/r03-2seminar.html>
- 主催 おおさかスマートエネルギーセンター（大阪府・大阪市）
（地独）大阪府立環境農林水産総合研究所・大阪商工会議所
- お問合せ おおさかスマートエネルギーセンター（大阪府環境農林水産部エネ
ルギー政策課内）
電話番号 06-6210-9254
ファックス番号 06-6210-9259
メールアドレス eneseisaku-01@gbox.pref.osaka.lg.jp

【7】-----

働き方改革対策講習会&個別相談会（岸和田商工会議所）
～育児・介護休業法改正のポイントを解説～

2021年6月に育児・介護休業法が改正され、2022年4月1日より段階的に施行
されます。

今回の改正では、男性の育児休業取得促進のための枠組みが新たに追加されました。

そのため改正法を「男性育休」と呼ぶ向きもあります。この他にも、育児休業を取得しやすい環境整備や従業員への個別の周知・意向確認なども義務化されました。

今回の講習会では順次行われる育児・介護休業法の改正内容について解説いたします。

【開催日時】 令和4年1月27日（木）14:00～16:00

【開催会場】 岸和田商工会議所 2階 集会室（大阪府岸和田市別所町3-13-26）

【受講方法】 会場受講もしくはオンライン受講 ※選択可

【参加費用】 無料

【講師】 奥井康代 氏（特定社会保険労務士）

【内容】

- 1) 育休の現状〈男性育休の現状〉
- 2) 育休に関する法改正について〈男性育休に関する法改正について〉
- 3) 活用できる助成金制度

【申込方法】 下記 URL からお申込みください。

<https://www.kishiwada-cci.or.jp/events/seminar/event-9366/>

【お問合せ】 岸和田商工会議所（担当：松原）TEL：072-439-5023

【8】 -----

インボイス対策講習会 & 個別相談会（岸和田商工会議所）
～迫るインボイス対応！会計・請求業務で準備すべきはこれだ！～

2021年10月から適格請求書発行事業者の登録申請の受付が始まり、更には2023年10月からのインボイス制度施行を控え、中小企業・個人事業主における経理業務は今後ますます煩雑化していくことが予想されます。

今回の講習会では、中小企業・個人事業主の取引に大きく関わるインボイス制度への対策方法をわかりやすく解説いたします。

【開催日時】令和4年1月28日（金）14:00～16:00

【開催会場】岸和田商工会議所 2階 集会室（大阪府岸和田市別所町3-13-26）

【受講方法】会場受講もしくはオンライン受講 ※選択可

【参加費用】無料

【講師】松尾充哲 氏（松尾経営会計事務所 代表）

【内容】

- 1) 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の概要
- 2) 適格請求書の記載事項・記載の留意点 ～現行の記載事項との相違点～
- 3) 売り手側・買い手側の留意点
- 4) 税額計算の方法等
- 5) 適格請求書発行事業者の登録申請手続
- 6) 免税事業者の登録申請手続

【申込方法】 下記 URL からお申込みください。

<https://www.kishiwada-cci.or.jp/events/seminar/event-9367/>

【お問合せ】 岸和田商工会議所（担当：松原）TEL：072-439-5023

【9】 -----

事業承継対策セミナー（岸和田商工会議所）
～備えていますか？事業承継と税金 特例措置の最終確認～

事業の承継には、株式や事業用固定資産の円滑な引継ぎが必須です。

法人版事業承継税制の特例措置を利用するための期限は2023年3月31日、個人版事業承継税制の特例措置を利用するための期限は2024年3月31日となっており、どちらも期限は迫ってきています。

今回のセミナーでは、特例措置を適用した場合の流れや、メリット・デメリットなどについてご説明いたします。

【開催日時】 令和4年1月31日（月）14:00～16:00

【開催会場】 岸和田商工会議所 2階 集会室（大阪府岸和田市別所町3-13-26）

【受講方法】 会場受講もしくはオンライン受講 ※選択可

【参加費用】 無料

【講師】 和田貴美子 氏（和田貴美子税理士事務所 代表）

【内容】

1) 法人版事業承継税制と特例承継計画

2) 個人版事業承継税制と特例承継計画

【申込方法】 下記 URL からお申込みください。

<https://www.kishiwada-cci.or.jp/events/seminar/event-9368/>

【お問合せ】 岸和田商工会議所（担当：松原）TEL：072-439-5023

【10】 -----

働き方改革セミナー（岸和田商工会議所）
～同一労働同一賃金 もうお済みですか？～

同一労働同一賃金とは、正規雇用労働者（正社員や無期雇用のフルタイム労働者）と非正規雇用労働者（有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消を目指す取り組みを指します。

単に「正社員」「パート」といった雇用形態の違いによって待遇差を設けるのではなく、職務内容や配置変更の範囲を根拠に、労働者を適正に評価する制度です。正しい職務評価を行うことで労働者の納得度や働くモチベーションが高まり、労働生産性の向上・企業活動の活性化につながります。

基本的なことからわかりやすく説明いたしますので、この機会に是非ご参加ください。

【開催日時】 令和4年2月9日（水）14:00～16:00

【開催会場】 岸和田商工会議所 2階 集会室（大阪府岸和田市別所町 3-13-26）

【受講方法】 会場受講もしくはオンライン受講 ※選択可

【参加費用】 無料

【講師】 谷口清志 氏（経営労務研究所 I T I C 代表）

【内容】

- 1) 働き方改革の改正内容について
- 2) 具体的な取り組み手順について

【申込方法】 下記 URL からお申込みください。

<https://www.kishiwada-cci.or.jp/events/seminar/event-9369/>

【お問合せ】 岸和田商工会議所（担当：松原）TEL：072-439-5023

編集・発行 岸和田市役所 魅力創造部 産業政策課 企業経営支援担当
Tel：072-423-9485（企業経営支援直通）
Email：sangyo@city.kishiwada.osaka.jp

- ※ 各情報の詳細や申込については、それぞれの本文中の URL やお問い合わせ先までご確認をお願いいたします。
- ※ 配信先の変更・配信停止、また、ご意見・ご要望等については、上記メールアドレスまでご連絡下さい。
- ※ 岸和田市企業支援メールマガジンは、原則として月に1回の発行です。